

# 令和7年度うるま市インターンシップ受入促進事業実施要領

## 1.事業名

令和7年度うるま市インターンシップ受入促進事業

## 2.事業期間

令和7年4月17日～令和8年2月27日

## 3.事業内容

大学生等の市内事業所におけるU・I・Jターン者の就労を促進するため、学生のインターンシップの受入を支援する市内事業者に対し、その支援に要する経費を予算の範囲内で交付する。

## 4.予算額

1,000,000円以内とする。

## 5.本要領の位置づけ

本要領は、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱（令和7年4月17日うるま市告示第118号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## 6.定義

大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（大学院、短期大学等を含む。）、高等専門学校又は専修学校（以下「大学等」という。）に在籍する者。  
※高等学校にあっては、離島の高等学校に在籍する高校生に限る。

## 7.助成金対象要件

助成金の交付対象者は、大学生等（県内離島高校、高等専門学校、専門学校、大学）のインターンシップを対面で3日間以上受け入れを行っている市内事業所とする。

## 8.助成金対象となる事業

助成金対象となる事業は、市内事業所が実施するインターンシップに3日間以上参加する大学生等の費用の負担を軽減するために行う支援とする。

## 9.助成金対象となる経費

助成金対象となる経費は、大学生等が市内事業所のインターンシップに参加するために

要した経費とし、次に掲げるとおりとする。

- ①交通費 居住地からインターンシップを行う市内事業所まで、又は居住地から宿泊地を經由し、インターンシップを行う市内事業所までの往復の移動に要した交通費（航空賃、バス賃、船賃、鉄道賃、タクシー代）とする。ただし、交通費の額は、経済的かつ合理的と認められるものとする。
- ②宿泊費 市外に居住する学生等が市内の宿泊施設を利用する場合に要した経費とする。

## 10.助成金の額

助成金の額は、同一年度につき一人当たり10万円を限度とする。ただし、この要綱以外による補助金等の交付を受けた場合は、助成金の対象としないものとする。

※1つの企業において1人の学生が複数回にわたりインターンシップを行うときは、助成金の交付は年度内で1回を限度とする。

### 11.交付申請

助成金の交付を受けようとする助成対象者は、インターンシップが終了した日から30日以内又は2月末日(当該日がうるま市の休日を定める条例(平成17年うるま市条例第2号)第1条第1号又は第2号に規定する休日の場合は、その前の開庁日。)のいずれか早い日までに、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)と添付書類を市長に提出するものとする。

#### 【提出書類】

うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)

#### 【添付書類】

- ①学生証の写し又は在学証明書
- ②インターンシップ参加証明書兼領収書(様式第2号)
- ③交通費及び宿泊費に係る経費を証する書類
- ④その他市長が必要と認める書類

### 12.交付決定

助成金交付の決定は、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付(決定・却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

### 13.助成金の交付

助成金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

### 14.交付決定の取消し

市長は、助成金の交付決定を受けた者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の

交付決定を取消し、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

#### 15. 助成金の返還

市長は、助成金の交付決定を取消したときは、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金返還命令書（様式第5号）により期限を定めて全額又は一部の返還を命ずる。

#### 16. お問い合わせ先

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所西棟1階

うるま市 経済産業部 産業政策課 雇用労政係 担当：伊禮

電話番号：098-923-7611 FAX：098-923-7623

メール：[sangyou-ka@city.uruma.lg.jp](mailto:sangyou-ka@city.uruma.lg.jp)